



2018年（平成30年）10月12日

各位

会社名 リソルホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼COO 今泉 芳親
(コード：5261 東証第一部)
問合せ先 広報室 (TEL. 03 - 3342 - 0331)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社を被告とする訴訟に関して、2018年（平成30年）10月12日付でさいたま地方裁判所による判決言い渡しがありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

当社が、日本セメント株式会社（現・太平洋セメント株式会社）の系列下で社名が日本エタニットパイプ株式会社であった期間の元従業員の死亡について、遺族の当社に対する請求を一部認容する旨のさいたま地方裁判所の判決がございました。元従業員が亡くなられた事につきまして、お悔やみ申し上げます。また、お客様や株主の皆様をはじめとするご関係者の皆様方に、多大なるご心配をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

本件につきましては、判決内容を確認の上、適切に対応してまいります。当社は、元従業員及びそのご家族に対して広く公平に補償を行っておりますが、今後も補償を続けてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 訴訟から判決に至るまでの経緯

当社はかつて日本セメント株式会社（現 太平洋セメント株式会社）の系列下にあった石綿管製造会社（日本エタニットパイプ株式会社）でした。大宮工場は1933年（昭和8年）頃から製造を開始し、1985年（昭和60年）に石綿管の製造を完全撤退しました。その後、日本エタニットパイプ株式会社は、1987年（昭和62年）に主要株主の変更があり、日本セメント株式会社（現・太平洋セメント株式会社）の系列下から外れ、法人格は引き継いだもののリゾート会社として事業転換（サービス業）をいたしました。それ以後はリゾート専門会社として今日に至っております。石綿による健康被害を発症した元従業員の方々に対し、当社は過去より誠実に補償を継続してまいりました。

残念ながら本件は企業補償について訴訟外で任意に補償をさせていただく機会のないまま、2017年（平成29年）に元従業員の遺族から提訴され、訴訟上の和解にも応じていただけず、判決という結果となりました。

2. 訴訟を提起した者

元大宮工場従業員配偶者 1 名

3. 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、金 2 5 5 2 万 1 5 4 5 円及びこれに対する平成 2 7 年 7 月 2 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを 2 分し、その 1 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- (4) この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

本件につきましては、判決内容を確認の上、控訴も含め適切に対応してまいります。

当社は、これまで元従業員への企業補償については誠実に対応してきており、今後も今迄以上に誠実な対応を継続してまいります。

5. 業績への影響について

本件訴訟を含め負担する可能性のある債務に対して、従業員特別補償引当金を計上しており、2018年（平成30年）9月30日現在では1億6百万円の引当てをしております。今後も、請求のあった元従業員の個別の状況や請求内容に応じて都度引当を実施しつつ、適正に対応してまいります。

本件の損失額により 2018 年（平成 30 年）5 月 11 日に公表しました連結業績予想に変更はございません。

以上